

# 規 約 書

## 第1条（目的）

この規約は KAITEN AUCTION（以下「開店オークション」という）の会場提供および古物売買に係る必要事項について定め、安定的な開催、平等な取引、不正流通の防止を目的とする。

## 第2条(管理・運営)

開店オークションは、株式会社開店市場が管理と運営をする、第6条で定める場所において行われるオークションである。運営者である株式会社開店市場は、古物営業法に基づく市場規約における取引の管理を行う。

## 第3条（権利義務の帰属）

開店オークションの権利義務は、運営者である株式会社開店市場に専属的に帰属するものとする。

また、運営者が開店オークションの運営及び管理に関する業務を行わせるために組織する運営事務局（以下「事務局」という）の権利義務についても同様とする。

## 第4条（市場参加者）

開店オークションにおいて古物の出品販売及び購入を行う市場参加者（売主・買主）は、本規約を遵守し、適正に古物の売買を行わなければならない。

また、市場参加者は、開店オークションへの参加にあたり、市場参加者の所在地を管轄する公安委員会が認可した古物許可証を有し、以下に定める手続きにより事前に事務局から参加承認を得なければならない。

- (1) 参加登録用紙の提出
- (2) 古物商許可証写しの提出
- (3) 入会金 ¥10,000ー、年会費 ¥10,000ーを事務局へ納める
- (4) その他の事務局が求める書類の提出ならびに事務手続き

## 第5条（市場開催）

開店オークションの開催は原則として以下の通りとする。

（但し、中止、変更等がある場合は 当ウェブサイトにて事前に連絡する。）

開催場所 福岡県嘉麻市上臼井1070

開催日 第2木曜日 9時30分から17時00分

## 第6条（会場の使用）

- (1) 市場参加者は、開店オークションを開催する会場の使用にあたり、開催者と事務局が定める会場使用上の規則を遵守し、事務局の指示に従うものとする。
- (2) 市場参加者が事務局の指示に従わないとき、事務局はその裁量により市場参加者の承認をいつでも

取り消すことができる。

- (3) 前項に拘らず、開催者及び事務局は、オークション会場を使用させることによって、各自もしくは第三者が迷惑を被る可能性があると判断したとき、それぞれの裁量により特定の市場参加者に対し会場への退場あるいは入場を制限し、もしくは条件付き入場を許可する事ができるものとする。

#### 第7条（市場参加費等）

開店オークション参加者は、次の参加費を事務局に支払うものとする。

参加費 ¥2,000－（1名1回につき）

#### 第8条（市場参加者承認の取消）

1. 事務局は、オークション会場参加者が次の各号の一に該当した場合、何らかの通知催告を要せず事務局の裁量により、オークション会場参加承認の取消を行う事ができる。
  - (1) 本規約に違反したとき
  - (2) 市場参加者の古物商の営業許可が取消となったとき
  - (3) 破産・会社更生・民事再生の申し立てを受け、または申し立てをしたとき
  - (4) 解散の決議を行い、または実質的に営業を廃止したと見受けられるとき
  - (5) 手形・小切手の不渡りを生じたとき
  - (6) 市場参加者として不相当であると事務局が判断するに相当する事由があるとき
  - (7) 第19条（暴力団等の排除）の第1項に該当したとき
2. 市場参加承認の取消に際しては、いかなる事由による取消であっても登録時に提出した書類の返却及び入会金の返金は行わない。
3. 市場参加者は承認取消によって負った被害の賠償、その他のいかなる請求も事務局に行ってはならない

#### 第9条（売主の責務）

- (1) 商品の真贋及び欠損などについて明確にする。
- (2) 出品物の搬入日時については、事務局の指示に従うものとする。
- (3) オークション終了後、事務局より発行する売買明細書に基づき、販売商品の確認をする。

#### 第10条（買主の責務）

- (1) 商品の真贋及び欠損などについて確認する。
- (2) オークション終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、購入商品の確認をする。
- (3) 纏め買い（単品でなく、2個以上まとめた物）に関しては、買主の自己責任において落札する事とし商品の返品処理等は一切できないものとする。

#### 第11条（市場売買手数料）

開店オークションにて売買された古物商品に関し、事務局に対して売主及び買主が支払う売買利用手数料は次の通りとする。

- (1) 売主が事務局に支払う手数料について

売主は原則として古物の販売に係る売買成約額に応じ、下記の手数料を事務局に支払う事とする。  
売買成約額の10%（別途消費税が加算されます。）

例えば 売買成約額 100,000 円(税別)の場合

成約手数料（10%）10,000 円（別途消費税 10% 1,000 円 合計 99,000 円が支払われます。

尚、事務局の判断により必要と認めるときは、売主と個別契約を締結するものとする、売主はこの別に定める個別契約に基づき利用手数料を支払うものとする。

## （2）買主が事務局に支払う利用手数料について

買主が事務局に支払う手数料は、売買成約額の15%（別途消費税が加算されます。）を事務局に支払うものとする。

例えば 売買成約額 100,000 円（税別）の場合

成約手数料(15%)15,000 円 成約手数料の消費税 10%1,500 円 合計 126,500 円が請求されます。

尚、事務局の判断により必要と認めるときは、買主と個別契約を締結するものとする、買主はこの別に定める個別契約に基づき利用手数料を支払うものとする。

本条に掲げる手数料は、古物売買が成立した時点をもって、売主買主ともに事務局に対し支払い義務がある。

## 第12条（古物に関する保証）

- （1） 保証を要する商品（原則として機械製品に限る）の保証期間は、売買成立の日(オークション開催日)を起算日として2週間とする。保証期間経過後は、買主はいかなる理由があろうと売主に対し保証義務の履行を要求する事はできない。
- （2） 売買成立後の商品真贋に付き、疑念がある場合は、売買成立の日(オークション開催日)を起算日として2週間以内に事務局の仲介による売主と買主の協議を行うものとする。
- （3） 売買成立時に判明していた物品の欠損については、本条に適用されない。
- （4） 保証期間内に返品する商品については、処理費用（送料・返金時の振込手数料等）を含む一切の責を売主が有する。
- （5） 保証期間内に売主買主間の協議が成立しなかった場合には、事務局に裁定を委ねるものとする、その裁定をもって最終とし、両者は異議を申し立てない。

## 第13条（市場内の古物管理）

- （1） 会場内古物の所有権は、オークション開催までは売主に帰属し、開催終了後は買主に帰属する。
- （2） 古物の滅失・毀損・盗難等が発生した場合、事務局に故意もしくは重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する者がその責任を負うものとする。

- (3) 古物梱包用に古物に付属していたダンボール類は、梱包されていた古物の所有権を有する者がこれを管理するものとする。その他のダンボール等は、会場に持ち込んだ者がこれを管理するものとする。正当な事由なくこれらの搬出を怠った場合、事務局は自己の裁量によりこれを処分し、処分に要した費用を本来管理すべきものに請求する事ができる。

#### 第14条（決済の方法）

- (1) 古物売買の代金は、現金をもって決済する事とする。  
尚、事務局の判断により必要と認めるときは、個別契約を締結するものとし、この別に定める個別契約に基づき支払うものとする。
- (2) 事務局は決済の円滑化を図るために、売買明細書を発行する事とする。  
尚、売買明細書の再発行は、原則しない事とする。
- (3) 事務局は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いをする義務を有さない。
- (4) 事務局は買主に支払い能力がないと判断した場合、売買する商品の所有権を一時的に事務局へ移し、当商品を事務局の判断で処分できる事とし、処分に係る費用（代金の不足を含む）を別途買主に請求できる事とする。

#### 第15条（禁止事項）

市場参加者に対し以下の事項を禁止する。

- (1) 売主買主が市場内において、市場を経由せずに直接古物売買を行うこと
- (2) 本規約に違反すること
- (3) 開店オークション及びその他の第三者の権利、利益、名誉を損ねる事
- (4) 虚偽の情報により市場参加者登録する事
- (5) 市場参加者資格を第三者に貸与・譲与する事
- (6) 市場参加者資格を第三者と共用する事
- (7) 市場参加者たることで取得した他社の秘密を漏洩する事

#### 第16条（個人情報の取扱）

事務局は原則として、市場参加者情報を市場参加者の同意なく、第三者に開示しない。ただし、以下の場合には市場参加者の事前の同意なく、これらの情報を開示できる。

- (1) 公管長等の公共機関から法律に定める権限に基づき開示を求められた場合
- (2) 当市場の権利、利益、名誉などを保護するために必要であると判断した場合

#### 第17条（付帯事項）

- (1) 参加について
  - a. 市場参加者は、オークション開催の都度、事務局に対してメール・電話等による参加申込みをする。
  - b. 事前の参加申込みがない場合は事務局の判断により、参加を認めない事がある。
  - c. 事務局の判断により必要と認めるときは、参加者と個別契約を締結するものとし、参加者は

個別契約に基づき参加申込みをする。

- d. 登録事項に変更がある場合は、速やかに事務局に連絡する事とする。
- e. 連続して半年以上参加しない場合は、当該市場参加承認は自動的に消失する。ただし事務局が認める場合はこの限りではない。尚、登録時に提出した書類の返還および入会金の返金は行わない。

(2) 委託販売品の取扱いについて

- a. 委託商品の販売については、1社につき1人分の参加料を事務局に支払う事とする。
- b. 売上代金の払い込みが必要な場合、振込手数料は売主の負担とする。
- c. 商品の返送に伴う費用は、全て売主の負担とする。

(3) 売買する商品の管理について

- a. 販売商品については、売主が商品を管理するために、原則、荷札等を付ける事とする。
- b. 買主は、商品を買った時点で商品を再度確認する事とし、第12条（古物に関する保証）以外の責務は、売主にないものとする。

(4) 規約の更新について

当規約の更新は、市場参加者に断りなく随時当ウェブサイトにて告知する事とし、当ウェブサイトにて掲載された時点から適用する事とする。

- (5) 古物営業法11条に基づき（許可証などの携帯等）市場参加者は許可証を持参し、携帯して開店オークションに参加すること。また、市場参加者は、その代理人、使用人その他の従業員（以下「代理人」という）に行商させるときは、当該代理人などに、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業員証を携帯させること。尚、事務局は、許可証及び同行者の行商従業者証を確認することがあり、不携帯の際は入場を断ったり、途中退場を求める場合がある。

## 第18条（表明保証）

市場参加者は、開店オークションの参加前から現時点までの全てにおいて、次の次号の事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係者（関係団体）、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体その他の反社会力またはその構成員（以下総称して「暴力団員」という）ではなく、かつその恐れもない事。
- (2) 自らの役員、またこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員、債権者もしくは株主（出資者）等は暴力団等ではなく、かつその恐れもない事。
- (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与がない事。
- (4) 暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有していない事。

## 第19条（暴力団等の排除）

開店オークション参加者に、前条の表明保証に反する事実が判明したとき、または、自らもしくは第三者を利用して、事務局、他の市場参加者、その他開店オークションに関与する者に対して次の各号の一に該当する行為をしたときは、事務局は、第8条（市場参加者承認の取消）に基づき何等かの催告を要せずして市場参加者の承認を取り消すことができる。

- (1) 障害、脅迫、恐喝、器物破損、拳銃不法所持等の暴力的犯罪を行ったとき

- (2) 暴力団等の威力を背景に粗野な態度、言動などを行ったとき
- (3) 業務を妨害し、または妨害する恐れのある行為を行ったとき
- (4) 名誉や信用を毀損し、または毀損する恐れのある行為を行ったとき

#### 第20条（協議解決）

事務局が行う開店オークションの管理及び運営に関する本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について異議が生じたときは、その関係者は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### 第21条（合意管轄）

本規約に関して事務局と裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 【本規約に関するお問合せ】

〒820-0502

住 所 福岡県嘉麻市上臼井 1070 番地

電 話 Tel 094-843-4326

開店オークション事務局 担当 石川 隆一